

事 務 連 絡
令 和 3 年 7 月 5 日

一般社団法人千葉県LPガス協会
会長 小倉 晴夫 殿

千 葉 県 警 察 本 部
生活安全部風俗保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法改正の周知の御協力について（依頼）

平素より警察行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年6月16日に、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。）が公布され、クロスボウ（ボウガン）が規制されることとなりました。

これに伴い、社会に広く周知することを目的として、広報用ポスターを製作いたしましたので、御掲示について御配意賜りますようお願い申し上げます。

本件照会先

保安係 川崎

043-201-0110

内線3462

銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、クロスボウが規制の対象となったことから広く国民の皆様にご存知いただくためにポスターが作成されました。

○ クロスボウとは、

通称ボーガンとも言い、引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機能を有する弓のうち、矢の運動エネルギーが人の生命に危険を及ぼし得るもの。

いわゆる怪我をするおそれがあるほどの威力があるクロスボウを規制対象とするものです。

○ 改正理由

最近におけるクロスボウを使用した犯罪は、

・ 2020年6月4日兵庫県宝塚市

住宅で男女4人がクロスボウで撃たれ3人が死亡（犯人逮捕済み）

など2010年から2020年6月までの期間に全国の警察が摘発したものが32件発生しています。

このことからクロスボウによる危害の発生を防止するため、銃砲刀剣類所持等取締法の改正が行われました。

○ 改正の概略

クロスボウごとに所持の許可を受けた者が所持する場合を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務等が定められました。

現在クロスボウを所持している者についても、一定の期間内に所持するクロスボウごとに所持許可を取得するか廃棄をする必要があります、これに違反すると罰せられます。

クロスボウの廃棄は、最寄りの警察署にご相談いただければ、無償で処分いたします。

以上のことから警察といたしましてもあらゆる広報手段を活用し広報に努めて参りますが、一般社団法人千葉県LPガス協会様のお力添えを頂きたく店舗へのポスターの掲示をお願いいたします。

クロスボウ

(通称：ボウガン)

所持禁止

になります!!

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が**原則禁止・許可制**となります。

改正法の施行後、不法に所持した場合、**罪に問われます!** (3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



? 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの?
引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

? 自宅などにクロスボウを所持している場合は?
改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)

? 具体的な処分方法は?
最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)

改正法や警察署への持込みに関する詳細は警察庁ホームページにて



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>